

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、交通誘導警備員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、ショッピングセンターの駐車場において、車両誘導をしていたところ、突然バックしてきた普通自動車に後方に轢かれ（以下「本件事故」という。）負傷した。請求人は、翌〇日、C医院に受診し、「外傷性頸部症候群、腰椎捻挫」等と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。また、請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し、「神経因性膀胱」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（ただし、既に同等級に応ずる障害補償給付の額を超える額が本件事故の相手方が加入する保険会社から支払われていることから、労災保険の保険給付は行われていない。以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する神経症状は障害等級第12級に該当するものであり、泌尿器障害も残存していることから、これらを併合すると障害等級第8級に該当する旨を主張する。

(2) 請求人に残存する神経症状について、E医師は、頸部、腰部の運動時痛が残存し、それぞれ局部に神経症状を残すもの（障害等級第14級の9）に該当すると述べており、当審査会としても、これを否定すべき事情は認められないことから、請求人の頸部及び腰部には神経症状が残存しており、これらは、併合の方法により準用第14級になるものと判断する。

(3) 請求人は、神経因性膀胱についても、本件事故との因果関係が明らかであり、障害等級の判断において評価されるべきである旨を主張しているところ、F医師も、腰椎の打撲時に骨盤神経が骨によって部分損傷を受け、神経の過活動が起きて頻尿症状があり、その後、骨盤神経の神経損傷が完成して低活動性神経因性膀胱になったものであるとして、本件事故との因果関係を肯定する意見を述べている。

しかし、同意見は、請求人が主張する症状を前提とした推認にすぎず、画像やその他の検査結果等何らかの客観的な指標に基づいているものではない。

請求人の腰部の状態について、E医師は、腰椎の変形は認められないとし、G医師は、骨盤の骨傷はなく、MRIでは神経因性膀胱を惹起させる腰椎脊柱管の狭窄、外傷性の変化は認められないとしている。H医師は、MRIにて椎

体や椎間板の軽度変性、神経孔の狭小化等が認められるとするも、これらが外傷によるものかについては触れていない。

また、本件事故後の経過についてみると、請求人は、「外傷性頸部症候群、腰椎捻挫」等の診断名の下、C医院において、当初は入院し、その後は外来にて治療を受け、本件事故から〇か月以上経過した後に、初めて自ら泌尿器科を受診している。

当審査会としては、こうした経緯及び上記の医学意見に鑑みると、仮に、請求人に神経因性膀胱の症状が認められるとしても、本件事故との間に相当因果関係があるとは判断し得ないものであり、よって、請求人に残存する排尿障害を障害等級の評価の対象とすることはできない。

(4) 上記(2)及び(3)のとおりであるから、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。